

2008

6月号



471

広報

かわち



KOHO  
KAWACHI



<主な内容>

小中学校統合計画について……………P 2～3

国民年金免除・医療福祉更新のお知らせ…P 4～5

平成20年度区長会……………P 6

「家族介護教室」のお知らせ……………P 7

児童手当のお知らせ……………P 9

国保老人保健係からのお知らせ……………P 12～13

(写真：地域ふれあい事業「草ぶえの丘ツアー」から)

# 小・中学校統合計画について

～公立小・中学校の適正規模について（指針要旨）

及び町内小・中学校統合計画の転換について～

◆問合せ先 河内町教育委員会学校教育G TEL 84-3322

## 公立小・中学校の適正規模について（指針要旨）

～未来の子どもたちのために～

この「公立小・中学校の適正規模について」の指針は、児童生徒の教育環境の改善に向け、地域の実情に即した学校の適正規模に向けた取組の推進を図るため茨城県教育委員会において策定（平成20年4月）されたものです。

### はじめに

学校においては、児童生徒の社会性の育成及び互いに切磋琢磨する場として一定の規模が必要であるが、急激な少子化の進行に伴い、本県において学校の小規模化や複式学級が増加しており、今後の人口推計からもその傾向は加速していく。

また、このような状況を踏まえて市町村教育委員会において、小・中学校の適正規模や適正配置に向けた取組を検討しようとする中で、県として望ましい適正規模の基準について提示することが強く望まれている。

学校の適正規模や適正配置については、設置者である市町村がそれぞれの歴史や地域との関わりを考慮しながら主体的に判断するべきものであるが、県として児童生徒のより良い教育環境や学習環境、人間関係の構築などから望ましい学校の目指すべき姿を示すものである。

### 1 小・中学校の適正規模の基準

○小学校：クラス替え可能な12学級以上

○中学校：クラス替え可能で主要5教科に複数教員が配置可能な9学級以上

### 2 適正配置を進めるにあたっての考え方

上記の適正規模の基準を下回る学校について、地域の実情や児童生徒の推移等を勘案し、児童生徒の教育環境の改善に向けて幅広い観点から、市町村内の小・中学校の適正配置を図る必要がある。

○児童生徒の学習環境を充実させるために、複式学級の解消を積極的に図るべきである。

○小学校においては、すべての学年においてクラス替えが出来ない1学年1学級の学校について、統合を検討すべきである。

○中学校においては、クラス替えが出来ない5学級以下の学校について、生徒の教育環境の面から統合や近隣校との学区の見直しを検討すべきである。

※学校規模などから、統合を実施しても適正規模になることが見込めない場合であっても、将来的な複式学級の回避、児童生徒の社会性や良好な人間関係を築くための生活集団の確保という観点からも、個々の学校の置かれている地域の実情を勘案しながら、統合を積極的に検討すべきである。

### 3 適正配置に際して留意すべき事項

○保護者や地域住民と一体となって新たな学校での教育について十分な議論を行う。

○遠距離通学等の影響に関する保護者等の不安解消に配慮する。

○適正配置が困難な学校は、小中一貫等の新たな教育環境の改善を図る。

○児童生徒の教育環境の変化に対応するための事前の交流活動や統合後のケア等。

### 4 適正配置に取り組む市町村教育委員会への支援

○市町村への他県及び本県における取組状況等の情報提供や適切な指導助言

○教職員の配置、広域化する児童生徒の通学への対応、教育環境の改善など市町村に必要とされる支援措置の検討

## 町内小・中学校統合計画の転換について

平成18年度から19年度にかけて、計7回の小・中学校統合検討委員会の開催を経て、平成20年3月11日、検討委員会より小・中学校統合計画にかかる答申を受けました。

今後、その答申の内容を踏まえ、下記のとおり統合推進を図って参りますので何卒ご理解賜りますよう宜しくお願いいたします。

### 中学校の統合について

#### ■答申の基本的事項

|             |                                        |
|-------------|----------------------------------------|
| 統 合 校 の 位 置 | 河内中学校                                  |
| 統 合 の 時 期   | 平成21年4月は転換先送りとし、今後の生徒数の推移を踏まえ早急な時期とする。 |
| 統 合 の 方 法   | 河内中学校、金江津中学校両校を閉校し、統合新設校とする。           |

#### ■今後の方針

これまで、平成21年4月河内中学校を利用しての統合で、保護者・町民各位へ説明会等行って参りましたが、現在、この計画（案）に対してご理解が得られていない状況です。

しかし、特に中学校における適正規模の生徒数確保は教育上重要課題であり、学校統合は必要であると委員の意見は一致しているところです。現状を踏まえ、より良い統合をするため、統合の時期については再度目標を定めることとなりますが、今後の生徒数の推移を見据え早期実現を目指して行きます。

統合校の位置としては、町中央とすることが理想であります。航空機の騒音区域であることなど環境的な問題や早期実現を目指すための財政負担等を考えると現段階においては、河内中学校を利用せざるを得ないと思われます。また、遠距離通学の対策として、スクールバスの運行も必要条件であると考えております。引き続き、保護者・地域住民の方々のご理解ご協力を得られるよう話し合いを進めていきます。

### 小学校の統合について

#### ■答申の基本的事項

|             |                                        |
|-------------|----------------------------------------|
| 統 合 校 の 位 置 | 源清田小学校                                 |
| 統 合 の 時 期   | 平成21年4月は転換先送りとし、今後の児童数の推移を踏まえ早急な時期とする。 |
| 統 合 の 方 法   | 源清田小学校・長竿小学校両校を閉校し、統合新設校とする。           |

#### ■今後の方針

これまで、10年、15年先を考え、平成21年4月生板小学校を利用しての生板・源清田・長竿各小学校の3校統合の推進方針で説明会等を行って参りましたが、各地区住民、保護者説明会において源清田・長竿小学校2校統合のご意見、ご要望が総体的に多く聞かれました。

つきましては、答申の内容に沿って今後は、この2校統合を推進目標とし、今後の児童数の推移等を踏まえ、早い段階で統合時期を定め町民各位のご理解ご協力を得られるような統合推進を図って参ります。

今後、小・中学校統合検討委員会の答申及び茨城県教育委員会が策定した「公立小・中学校の適正規模について」の指針に基づき、児童生徒の教育環境の充実を図るため、学校の適正規模に向けた取組を進めて参りますので、皆様のご理解ご協力を宜しくお願いいたします。

# 国民年金

～保険料免除制度があります！～

◆問合せ先◆

町民課年金医療福祉係

TEL 84 - 2111 (内線186)

経済的な理由等で国民年金の保険料を納めることが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除される「保険料免除制度」があります。

## 全額免除制度

保険料の全額(14,410円)が免除

全額免除された期間は、保険料を全額納付したときに比べ、年金額が1/3として計算されます。

☆☆全額免除となる所得の「めやす」☆☆

前年所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること

$(\text{扶養親族等の数} + 1) \times 35 \text{万円} + 22 \text{万円}$

※申請者ご本人のほか、配偶者及び世帯主の方も所得基準の範囲内である必要があります。

※平成20年4月～6月分の申請については、前々年(平成18年)の所得で審査を行います。

## 一部納付(一部免除)制度

保険料の一部を納付、残りの保険料は免除

一部納付は3種類です。それぞれの納付額と年金額の計算は次のとおりです。

- ・4分の1納付(3,600円)→年金額1/2 ※平成18年7月実施
- ・半額納付(7,210円)→年金額2/3
- ・4分の3納付(10,810円)→年金額5/6 ※平成18年7月実施

☆☆一部納付となる所得の「めやす」☆☆

前年所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること

◎4分の1納付→  $78 \text{万円} + \text{扶養親族等控除額} + \text{社会保険料控除額等}$

◎半額納付→  $118 \text{万円} + \text{扶養親族等控除額} + \text{社会保険料控除額等}$

◎4分の3納付→  $158 \text{万円} + \text{扶養親族等控除額} + \text{社会保険料控除額等}$

※申請者ご本人のほか、配偶者及び世帯主の方も所得基準の範囲内である必要があります。

※平成20年4月～6月分の申請については、前々年(平成18年)の所得で審査を行います。

(注)一部納付制度は、納付すべき一部の保険料を納付されない場合、その期間の一部免除が無効(未納と同じ)となるため、将来の老齢基礎年金の額に反映されず、また、障害や死亡といった不慮の事態が生じた場合に、年金を受け取ることができなくなる場合がありますのでご注意ください。

## 申請の手続き

住民票のある市町村の国民年金窓口で申請してください。20年度の申請手続きは7月1日から受付します。

～手続きに必要なもの～

- ・年金手帳または基礎年金番号がわかるもの（納付書など）
- ・認印（本人が署名する場合は不要）
- ・申請する年度または前年度において、失業したことにより免除の申請を行うときは、雇用保険受給者証や雇用保険被保険者離職票などの公的機関の証明の添付が必要です。
- ・平成20年1月以降に転入された方は、前年の所得状況を証明するもの（例として、市町村の発行する課税証明書または、非課税証明書など）

## 免除申請の手続きが簡単になります！

国民年金保険料の免除申請の手続きが簡素化され、全額免除又は若年者納付猶予の承認を受けられた方（**申請書の申請者記入欄の「はい」に○をつけた方**）が、翌年度以降も引き続き免除又は猶予の申請を希望される場合は、申請の提出が不要になります。

これまで、国民年金保険料の免除申請や若年者納付猶予の承認を受けるためには、毎年、お住まいの市町村の窓口へ申請書の提出が必要でしたが、平成18年度以降、全額免除と若年者納付猶予に限り、引き続き申請を希望される場合には、改めて申請書を提出する必要がなくなり、申請手続きの負担が軽減されることになりました。ただし、所得審査のため、申告等をしている必要があります。

※失業若しくは震災、風水害または火災による損害を受けたことを理由とした全額免除申請及び若年者納付猶予、若しくは半額免除申請の場合は、毎年の申請が必要となりますので、ご注意ください。

### ◆「ねんきん特別便」のご質問・お問合せは

「ねんきん特別便専用ダイヤル」へ（ご利用時間は同封書類でご確認を）

**0570-058-555**

※IP電話・PHSからは「03-6700-1144」まで。

※一般の年金相談は、「ねんきんダイヤル」0570-05-1165まで。

※お近くの社会保険事務所または年金相談センターの相談窓口へもおいでください。

※詳しくは、HP（<http://www.sia.go.jp/>）まで。

（注意）「ねんきん特別便」に関して、ATMの操作をお願いすることはありません。

●河内町では、社会保険労務士による「ねんきん特別便」相談所を8月と11月に開設する予定です。

## 医療福祉費受給者証更新のお知らせ

◆問合せ先◆ 町民課年金医療福祉係 TEL 84-2111（内線182）

重度心身障害者、母子家庭、父子家庭でマルフクを受給している方は、受給者証の有効期限が6月末となっておりますので、更新手続きをされますようお知らせいたします。

### ◎更新手続の方法

☆6月下旬に郵便にて申請書と受給者証を送付いたしますので申請書に必要事項を記入して返送してください。

☆未申告の方、所得の確認が出来ない方は、役場町民課での手続きとなります。

※健康保険証等が変更になった方は、変更の手続きが必要となりますので、速やかに役場町民課までご来庁ください。

平成20年度

# 区長会議開催

地域と行政を結ぶパイプ役

地域と行政を結ぶパイプ役として町からのお知らせの伝達や、地域住民の代表として要望や意見を町に提示したりと、住みよい町づくりのため活躍される各地区の区長さんが決まり、5月18日(日)に平成20年度区長会議及び区長会総会が中央公民館大会議室で開催されました。

区長会議終了後には区長会総会が行われ、平成20年度の事業計画、予算を含むすべての議案が承認されました。



地域と行政を結ぶパイプ役として区長のみなさん  
1年間よろしくお願いします。

## 平成20年度 区長さんをご紹介します

|         |      |          |      |      |      |          |       |      |      |      |           |      |          |      |      |      |      |           |         |      |          |      |      |      |          |          |         |       |           |       |          |          |      |      |      |      |    |      |
|---------|------|----------|------|------|------|----------|-------|------|------|------|-----------|------|----------|------|------|------|------|-----------|---------|------|----------|------|------|------|----------|----------|---------|-------|-----------|-------|----------|----------|------|------|------|------|----|------|
| 生板地区    | 宿西   | 関場1      | 関場2  | 中道   | 幸谷   | 堤向       | 万年    | 北河原  | 浄玄   | 内野   | 早井1       | 早井2  | 砂場       | 南丸   | 北丸   | 外丸   | 四ツ家  | 三ツ家       | 堀割      | 小巻   | 小林町歩     | 角崎町歩 | 大鍋中  | 大鍋堤  | 生鍋       | 竜町歩      | 藤蔵1     | 藤蔵2   | 町蔵住宅1     | 町蔵住宅2 | 源清田地区    | 堤通       | 古橋   | 新橋   | 中田   | 保村上  |    |      |
| 吉田保(理事) | 海老原晃 | 秋山政義(会長) | 坂本徳藏 | 秋山宜明 | 秋山久明 | 諸岡正子     | 萩坂富士雄 | 細村和男 | 眞仲英夫 | 片岡浩  | 海老原隆治     | 栗山三郎 | 蓮沼孝三郎    | 古川豊平 | 征矢勝美 | 坂巻快男 | 坂巻明男 | 槻本實       | 浅野栄隆    | 大野利男 | 川村三男     | 大武和一 | 我蛭童雄 | 中山和雄 | 田口岩夫(理事) | 佐竹奈緒     | 平石薫     | 吉原智恵子 | 渡邊修子      | 鈴木玉枝  | 池田昂一郎    | 秋山さだ     | 秋本敏生 | 大塚健  | 山口建雄 | 荒井昌一 |    |      |
| 保村下     | 遠下   | 高上       | 布鎌上  | 布鎌下  | 平三郎  | 宮三郎      | 猿島    | 羽子騎上 | 羽子騎下 | 古河林上 | 古河林下      | 手栗上  | 手栗下      | 長竿地区 | 上組   | 中組   | 下組   | 愛宕町       | 中郷      | 荒地   | 大境       | 下町歩  | 十里   | 庄川1  | 庄川2      | 金江津地区    | 田川      | 流川    | 排水機       | 片巻    | 和銅谷      | しらさぎ台    | 下加納  | 上金江津 | 中金江津 | 下金江津 | 平川 | 十三間戸 |
| 長濱善夫    | 川嶋英男 | 後藤直樹     | 内田吉雄 | 田沼精一 | 野中潤一 | 田倉榮次(理事) | 木村正己  | 野村義夫 | 庭野至  | 杉山記陸 | 白石武平(副会長) | 谷津真治 | 坂原幸夫(監事) | 大野満  | 岡野孝一 | 高野昭次 | 菊池茂雄 | 大島哲夫(副会長) | 吉田馨(理事) | 垣沼一男 | 村沼澄秀(監事) | 萩沼一三 | 飯塚敏彦 | 関根照一 | 伊藤康雄     | 高橋和夫(理事) | 高橋孝(理事) | 光野明夫  | 川保具也(副会長) | 橋本卓三  | 橋本忠一(監事) | 大野勝久(理事) | 佐藤二  | 塚本二  | 藤井正一 |      |    |      |

◆問合せ先◆ 総務課 庶務係 ☎ 84-2111 (内線121)

## 08 在宅介護の基本を学ぼう

# 「家族介護教室」

河内町地域包括支援センターでは、在宅でお年寄りを介護されている方や在宅介護に関心のある方を対象に、在宅介護の基本を学ぶ「家族介護教室」を開催します。ご参加ください。



### 1. 開催日及び内容「日常生活での介助方法～自力を生かした介助～」

| 回数  | 開催日       | 主な内容                  | 講師                         |
|-----|-----------|-----------------------|----------------------------|
| 第1回 | 6月13日(金)  | おむつの交換・排泄介助           | 特別養護老人ホームあじさい苑 介護福祉士 石引 芳氏 |
| 第2回 | 6月25日(水)  | 衣類の着替え・ベッドまわりの介助      |                            |
| 第3回 | 7月30日(水)  | 床ずれ、拘縮(こうしゅく)の予防      |                            |
| 第4回 | 8月29日(金)  | 寝返り起き上がり、車いす等への移乗について |                            |
| 第5回 | 10月1日(水)  | 口腔ケアと飲み込みやすい食事について    |                            |
| 第6回 | 11月26日(水) | 安心した在宅生活をおくるために       |                            |

### 2. 会場 河内町保健センター

### 3. 募集人数 いずれも20人程度

### 4. 参加費 無料

### 5. 申込方法 地域包括支援センターへ電話でお申し込みください。

※いずれも開催日の2週間前から受付し定員になり次第締め切ります。

### ◆問合せ先◆

河内町地域包括支援センター

TEL 60-4071

## 平成20年度 シルバーリハビリ体操指導士3級養成講習会受講者募集

茨城県では、高齢者の介護予防を推進するため「シルバーリハビリ体操」の普及を進めています。この体操を普及するボランティアとして「シルバーリハビリ体操指導士」の養成講習会を茨城県立健康プラザが開催しています。

このたび、河内町保健センターを主な会場とした3級養成講習会を次の通り開催することになりました。

### ◆募集人員 河内会場 20名

※原則として応募された方は全員受講していただけますが、応募者多数の場合は、受講日程が他の会場及び21年度に持ち越されることもありますので、ご了承ください。

### ◆申込資格 平成20年4月1日現在満60歳以上で、常勤の職業についていない茨城県民で、認定後に地域活動を進めることができる方。

※緊急やむを得ない事情を除き、全日程に参加すること。

※50歳代の方も申しいただけますが、60歳以上の方の応募が募集人員を上回った場合、50歳代の方は今回受講できませんのでご承知ください。

### ◆講習日程 10月24日(金)※、10月28日(火)、10月31日(金)、11月4日(火)、11月7日(金)、11月10日(月)、11月12日(水)、11月18日(火)※の8日間です。

### ◆講習会場 ◎河内会場：河内町保健センター 河内町長竿3693-2

◎茨城県立健康プラザ 水戸市笠原町993-2

※印 10月24日(金)と11月18日(火)は、茨城県立健康プラザが会場となります。

### ◆講習内容 講義：介護予防とリハビリテーションの推進、解剖生理学、老人と病気、高齢者の食生活ほか 実技：いきいきヘルス体操、いきいきヘルスいっばつ体操ほか

### ◆講習時間 午前10時から午後3時45分(1日5時間程度)

### ◆受講料 無料(ただし、交通費、昼食代は各自負担)

### ◆申込期限 平成20年10月10日(金)まで

### ◆申込方法 保健センター、役場町民課等の窓口を用意されている「シルバーリハビリ体操指導士養成講習会受講希望事前登録申込書《河内町開催分》」に必要事項を記入のうえ、河内町地域包括支援センター(TEL 60-4071)へ提出ください。

## 消防車も救急出動(PA連携)する場合があります。

「PA連携」とは、消防車(Pomper)と救急車(Ambulance)が連携して救急活動を行うことです。

●「救急車を呼んだのに、消防車まで来た！」とビックリされる場合もあるかも知れませんが、救急隊と消防隊が連携して活動します。消防車にはAEDや応急処置器材を積載し、かつ、消防隊員も救急隊員と同じ資格を持った隊員が乗っていますのでご安心ください。

### ◎消防車がPA連携で出動するのはどんなとき・・・

- ・傷病者が重症であり、救急隊員(3名)のみでは迅速に対応できないとき。
- ・3階以上に傷病者がいて、搬送が困難なとき。
- ・交通量の激しい場所等で傷病者や救急隊員の安全を確保する必要があるとき。
- ・近くの救急車が出動中で、救急車の到着が遅れると判断されるとき。
- ・レスキュー隊の活動を伴うとき。
- ・ドクターヘリや防災ヘリを運用するとき。
- ・その他救急隊の活動を支援する必要があると判断した場合



消防車のサイレンは区別できます。

**火災の場合には・・・**

サイレン音『ウ〜ウ〜』+ 鐘の音『カンカン』

**火災以外の場合は・・・**

サイレン音『ウ〜ウ〜』

◆問合せ先◆ 稲敷広域消防本部 龍ヶ崎消防署 河内出張所 TEL 86-2652

## 平成19年に所得が減って所得税が課税されなくなった方 〈所得変動に伴う住民税の還付について〉

税源移譲により、所得税率の変更による税負担の軽減の影響は受けず、住民税率の変更による税負担の増加の影響のみを受ける方については、市区町村への申告により、既に納付済の平成19年度分の住民税額から、税源移譲により増額となった住民税相当額を還付します。

平成19年度分住民税を課税した平成19年1月1日現在お住まいの市区町村へ申告してください。他の市区町村から転入された方は申告先をお間違えにならないようご注意ください。

【申告期間】 平成20年7月1日(火)から31日(木)までです！

◆問合せ先◆ 河内町役場 企画財務課 税務G 住民税担当 TEL 84-2111 (内線165)

# もう提出は済みましたか？ 児童手当現況届 ～児童手当制度のご案内～

◆問合せ先◆  
町民課児童手当係  
TEL 84 - 2111  
(内線186)

現在、児童手当を受給しているすべての方は、毎年6月中に児童手当の「現況届」を提出しなければなりません。「現況届」は、毎年6月1日現在における状況を記載し、児童手当等を引き続き受ける要件があるかどうかを確認するためのものです。

この届出がない場合は6月以降の手当が受けられなくなりますのでご注意ください。

## ◆現況届に必要なもの

- ①児童手当現況届（用紙は6月中旬に受給者へ直接送付します。）
- ②健康保険被保険者証（受給者が厚生年金加入者である場合）
- ③平成20年度児童手当用所得証明書  
（平成20年1月2日以降に河内町に転入された場合）
- ④その他、必要に応じて提出する書類があります。



## ◆提出期限：6月末日

※平成20年度児童手当用所得証明書等がすぐに発行されない場合は、「児童手当現況届」を期日までに提出してください。

現在、児童手当を受けていない方も※受給できる場合がありますので、新たに対象となると思われる方は、町民課まで申請手続きを行ってください。

※申請結果は平成20年度住民税の賦課決定後（6月中旬以降）に該当、非該当の両者とも個別通知をしますのでご了承ください。

◆支給対象：平成8年4月2日以降に生まれた児童を扶養している方

◆支給額：3歳未満の児童  
一律10,000円(月額)  
3歳以上の児童  
第1子 5,000円(月額)  
第2子 5,000円(月額)  
第3子以降 10,000円(月額)

◆支給時期：毎年、2月・6月・10月に振込

◆平成20年度児童手当用所得制限限度額  
(平成19年中の所得)：右表参照

所得制限限度額  
(単位：万円)

| 扶養親族等の数 | 自営業者<br>(国民年金加入者) | サラリーマン<br>(厚生年金等加入者) |
|---------|-------------------|----------------------|
| 0人      | 460.0             | 532.0                |
| 1人      | 498.0             | 570.0                |
| 2人      | 536.0             | 608.0                |
| 3人      | 574.0             | 646.0                |
| 4人      | 612.0             | 684.0                |
| 5人      | 650.0             | 722.0                |

注1) 老人控除対象配偶者または老人扶養親族がある場合は、1人につき6万円を加算した額

注2) 扶養親族等の数が6人以上の場合は、1人につき38万円(扶養親族等が老人控除対象配偶者または老人扶養親族であるときは44万円を加算した額)

# 生涯学習のとびら

H20. vol.22

## ◆問合せ先◆

河内町長 3 6 8 9 - 1

河内町教育委員会事務局生涯学習G

☎0297-84-2843 (中央公民館内)

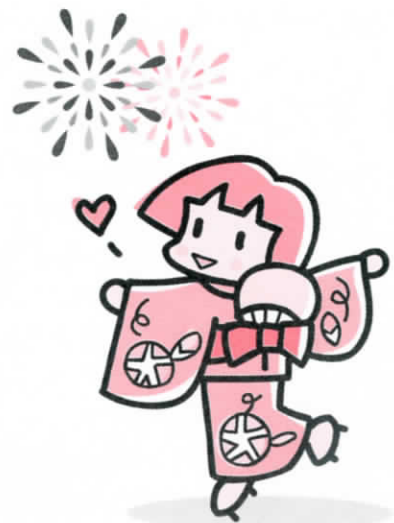
自己の充実・啓発や生活の向上のために、自発的に自分にあった方法で生涯を通じて行う学習・・・それが『生涯学習』です。

『生涯学習のとびら』では、定期的に生涯学習に関する情報（案内や結果など）を提供、お知らせしていきます。

## 一人でゆかたを着てみましょう！

～小学生・中学生・高校生 大歓迎～（無料）

- 日 時：7月6日（日） 午後1時～4時
- 場 所：中央公民館 和室
- 募集人数：先着30名（保護者同伴可）
- 募集期間：6月29日（日）まで
- 申込方法：公民館窓口までお越しください。
- ※ご持参いただくもの：ゆかた・帯・こしひも2本
- ※ゆかたをお持ちでない方も多少はご用意してありますので、気軽に参加してください。お待ちしております。
- 講 師：桐華流 きもの着付教室 海老原、林先生



## 放課後子ども教室ボランティア募集

子どもたちと一緒に遊んだり、活動を見守ったり、自分の得意な事を教えたり、運営のお手伝いをしてくれる方を募集しています。

特別な資格は必要ありません！年齢も問いません！

都合の良いときに、できる範囲でかまいません。

たくさんの方のご協力をお待ちしています。

放課後子ども教室とは・・・？

子どもたちの安全・安心な居場所を設け、地域の大人に参画していただき、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取り組みを実施しています。

《活動場所》

町内各小学校（体育館・グラウンド・空き教室）

《お手伝いいただく日時》

月1回程度（午後2時30分～4時30分／ご都合に合わせて）

《申込方法》

直接生涯学習Gまでご連絡ください。



▶優勝したデンジャラスのみなさん



## 春季野球大会

- ◆期日◆ 5月18日(日)  
◆会場◆ 総合グラウンド
- 優勝 デンジャラス  
準優勝 金江津  
第3位 MAS-SUN

▶優勝したスカイリバーBのみなさん



## 春季ママさんバレーボール大会

- ◆期日◆ 5月24日(土)  
◆会場◆ 農業者トレーニングセンター
- 優勝 スカイリバーB  
準優勝 河内クラブ  
第3位 スカイリバーA

## 第13回町民バレーボール大会

- ◆日時◆ 7月20日(日) 受付8時30分～  
◆会場◆ 農業者トレーニングセンター  
◆参加資格◆ 男女混合による1チーム7名以上12名以内とする。  
男子は4名を上限とし、チームの半数を超えてはならない。  
原則として、在住在勤者で中学生以上。
- ◆参加料◆ 1名300円  
◆競技種目◆ 一般の部(男女)(高校生以上)  
◆試合方法◆ チーム数によりトーナメント戦または、リーグ戦を行い、3セットマッチ(2セット先取)とする。
- ◆表彰◆ 優勝・準優勝・第3位  
◆募集期間◆ 7月6日(日)まで  
◆申込◆ 所定の申込書により、中央公民館までお申込みください。

ふるって  
ご参加ください!!



## ご来庁の皆様へ

河内町役場では、省エネ対策の一環として、下記のとおり取り組んでおりますので、ご来庁の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いします。

記

- 空調機使用時の室内温度の適正化等、電力消費について適正な管理を行うこと**  
冷房時の室内温度の適正化(室内温度28℃目途)や、昼休み等における消灯等に努めること。
- 電力消費機器の利用におけるエネルギー使用の効率化を図ること**  
家電機器、OA機器等の電力消費機器の利用に当たっては、必要に応じた容量の選択、機器の特性に応じた合理的な使用を心がけるとともに、不要不急時はこまめに電源を切ること。
- 夏季(6月から9月)の服装は公務員らしい服装を心がけ、業務に支障のない範囲でネクタイを不要とすること**

平成20年6月

総務課

# 国保老人保健係からのお知らせ

## ～限度額適用・標準負担額減額認定申請について～

◆ 問合せ先 ◆ 町民課国保老人保健係 TEL 8 4 - 2 1 1 1 (内線171・172)

国民健康保険には、医療費・入院時食事代の自己負担限度額が減額になる制度があります。該当するには要件があり、適用を受けるためには申請が必要になります。申請して認められると、その月の初日から適用になり、有効期限は7月31日までとなります。すでに「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けている方は、7月中に更新手続きが必要です。忘れずに申請してください。

### 該当する方とは

#### 国民健康保険高齢受給者 (70歳以上の方)の場合

- 同一世帯の世帯主及び国民健康保険被保険者が住民税非課税であること(低所得Ⅱ)
- 同一世帯の世帯主及び国民健康保険被保険者が住民税非課税で、かつ世帯全員の所得が「0円」であること(低所得Ⅰ)
- 手続きに必要なもの：国民健康保険被保険者証・印鑑

このような減額が受けられます ※他市区町村から転入されてきた方は「所得証明書(または住民税非課税証明書)」

| 所得区分     | 入院時及び世帯単位の自己負担限度額(月額)                       | 入院時の食事代(1食あたり)                           |
|----------|---------------------------------------------|------------------------------------------|
| 現役並所得者※1 | 80,100円+(医療費-267,000円)×1%<br>多数該当※2 44,400円 | 260円                                     |
| 一般       | 44,400円                                     |                                          |
| 低所得者Ⅱ    | 24,600円                                     | 90日までの入院 210円<br>過去12カ月以内に90日を超える入院 160円 |
| 低所得者Ⅰ    | 15,000円                                     | 100円                                     |

※1 現役並み所得者とは、同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の70歳以上75歳未満の国民健康保険被保険者がいる方です。ただし、70歳以上75歳未満の方の収入の合計が、一定額未満(単身世帯の場合は、年収383万円未満。二人以上の世帯の場合は年収520万円未満。)の方は、上記窓口に届け出て認められれば1割負担となります。

平成20年8月から平成22年7月末までの間、同一世帯に後期高齢者医療制度に移行する人がいて現役並み所得者になった高齢者単身世帯の場合、住民税課税所得145万円以上かつ収入383万円以上で同一世帯の旧国民健康保険被保険者も含めた収入合計が520万円未満の人は、限度額についてのみ「現役並み所得者」ではなく「一般」を適用(自己負担限度額は「現役並み所得者」の3割を適用)します。

※2 多数該当とは、過去12カ月間に、高額療養費の支給が4回以上あった場合、4回目以降の限度額です。

#### 国民健康保険被保険者 (70歳未満の方)の場合

- 手続きに必要なもの：国民健康保険被保険者証・印鑑

※他市区町村から転入されてきた方は

「所得証明書(または住民税非課税証明書)」

このような減額が受けられます

| 所得区分      | 入院時の自己負担限度額(月額)                              | 入院時の食事代(1食あたり)                           |
|-----------|----------------------------------------------|------------------------------------------|
| 上位所得者※1   | 150,000円+(医療費-500,000円)×1%<br>多数該当※2 83,400円 | 260円                                     |
| 一般        | 80,100円+(医療費-267,000円)×1%<br>多数該当※2 44,400円  |                                          |
| 住民税非課税世帯等 | 35,400円 多数該当※2 24,600円                       | 90日までの入院 210円<br>過去12カ月以内に90日を超える入院 160円 |

※1 上位所得者とは、国民健康保険税の算定の基礎となる基礎控除後の総所得金額などが600万円を超える世帯のことです。なお、所得の申告がない場合も上位所得者とみなされますのでご注意ください。

※2 多数該当とは、過去12カ月間に、高額療養費の支給が4回以上あった場合、4回目以降の限度額です。

## 後期高齢医療被保険者の場合

### ～自己負担割合について～

後期高齢者医療制度の負担割合は、毎年8月1日から1年間、前年の住民税課税所得を基に「1割」または「3割」の判定を行います。

現在お持ちの被保険者証の有効期限が平成21年7月31日までとなっておりますので、負担割合が変更になる方には、被保険者証の差し替えのお知らせをいたします。

| 区 分     | 負担割合 | 判 定 基 準                             |
|---------|------|-------------------------------------|
| 現役並み所得者 | 3割負担 | 本人または同一世帯内の被保険者の住民税の課税所得が145万円以上の場合 |
| 一 般     | 1割負担 | 上記以外の場合                             |

※一定以上(現役並み) 所得者の方で、本人及び同一世帯の被保険者の収入の合計が520万円未満(単身世帯の場合は383万円未満)の場合、申請により1割負担となります。

※負担割合の判定方法について、これまでは世帯内の被保険者及び70歳以上の方の所得及び収入で判定していましたが、平成20年8月1日以降の判定については、世帯内の被保険者の所得及び収入で判定します。この判定基準の変更に伴い新たに現役並み所得者となった方については、自己負担限度額は「一般」になる経過措置が設けられます。

### ～限度額適用・標準負担額認定について～

1カ月に支払った医療費が自己負担限度額を超えた場合、申請により高額療養費として支給されます。負担区分が「一般」の被保険者は、被保険者及び世帯員全員が住民税非課税の場合、限度額適用・標準負担額の認定を受けると、入院時の窓口負担や食事代が引き下げられます。

※認定証を発行しますので、入院の際は病院の窓口に提示してください。認定証を提示しないと減額が受けられません。

区分Ⅱ・・・本人及び世帯員全員が住民税非課税の場合

区分Ⅰ・・・本人及び世帯員全員が住民税非課税かつ各種所得から必要経費、控除を引いた所得が0円となる場合

| 負 担 区 分         | 自 己 負 担 限 度 額 |                                 |                                 |
|-----------------|---------------|---------------------------------|---------------------------------|
|                 | 外 来           | 入 院                             | 世帯単位                            |
| 現役並み所得者<br>(3割) | 44,400円       | 80,100円 + $\alpha$<br>(44,400円) | 80,100円 + $\alpha$<br>(44,400円) |
| 一 般             | 12,000円       | 44,400円                         | 44,400円                         |
| 区分Ⅱ (1割)        | 8,000円        | 24,600円                         | 24,600円                         |
| 区分Ⅰ (1割)        |               | 15,000円                         | 15,000円                         |

※「 $\alpha$ 」は、医療費が267,000円を超えた場合、その超過額の1%が加算されます。

※( )内は、過去12カ月に4回を超える高額療養費の支給があった場合の4回目以降の自己負担限度額となります。

入院時食事代の標準負担額 (1食あたり)

|            |           |      |
|------------|-----------|------|
| 現役並み所得者・一般 |           | 260円 |
| 区分Ⅱ        | 90日までの入院  | 210円 |
|            | 90日を越える入院 | 160円 |
| 区分Ⅰ        |           | 100円 |

※区分Ⅱの方で過去12カ月の間に90日を超える入院があった場合、申請により160円となります。

#### ◆申請方法について

本人の印鑑・保険証を持参の上、町民課窓口で申請してください。

※過去12カ月の入院日数が90日を越える場合は、入院証明書又は領収書を持参ください。

#### ◆有効期間

平成20年8月1日から平成21年7月31日まで

※8月以降に申請の場合、申請日の月の初日から平成21年7月31日まで



環境にやさしいまちづくりをめざします

# 「くりーんプラザ・龍」

## ～龍ヶ崎地方塵芥処理組合～

平成19年度の可燃ごみの処理状況と排ガス測定結果をお知らせします。

町のごみ処理状況 (単位: t)

| 区分               | 平成17年度  | 平成18年度  | 平成19年度  |
|------------------|---------|---------|---------|
| 燃えるごみ(プラスチックごみ含) | 2,228   | 2,350   | 2,267   |
| 燃えないごみ           | 193     | 189     | 168     |
| 粗大ごみ             | 44      | 40      | 39      |
| 合計               | 2,465   | 2,579   | 2,474   |
| 人口(10月1日現在)      | 11,371人 | 11,197人 | 11,023人 |
| 1人当たり            | 217kg   | 230kg   | 224kg   |

町の資源物回収状況 (単位: t)

| 区分      | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 |
|---------|--------|--------|--------|
| 紙類      | 342    | 349    | 339    |
| 布類      | 7      | 8      | 10     |
| 空き缶、鉄類  | 54     | 51     | 48     |
| ビン類     | 104    | 102    | 95     |
| ペットボトル類 | 17     | 17     | 19     |
| 合計      | 524    | 527    | 511    |

平成19年度のごみ処理状況は、燃えるごみ2,267トン、燃えないごみ168トン、粗大ごみ39トンとなり、資源物回収状況は、紙類339トン、布類10トン、空き缶・鉄類48トン、ビン類95トン、ペットボトル19トンです。

燃えるごみ処理量を平成18年度と比較すると83トンの減少と見られます。

少、燃えないごみ処理量は、21トンの減少となっております。今後も、町の生ごみ自家処理のための補助制度や資源物回収を利用するなど、みんなどごみ減量化・再生利用促進しましょう。

### 河内町のごみ処理状況について

可燃ごみ処理状況

| 項目                      | 単位             | 平成18年度  | 平成19年度  |
|-------------------------|----------------|---------|---------|
| 可燃物焼却量                  | t/年            | 35,564  | 34,200  |
| 焼却灰・飛灰の溶融処理量            | t/年            | 2,849   | 2,754   |
| 最終処分場埋立容量               | m <sup>3</sup> | 118,400 | 118,400 |
| 埋立量(スラグ・ダスト固化物・不燃残渣・覆土) | m <sup>3</sup> | 4,129   | 3,388   |
| 埋立累計量                   | m <sup>3</sup> | 29,205  | 31,161  |
| 埋立残余容量                  | m <sup>3</sup> | 89,195  | 87,239  |

排ガス測定結果

| 項目      | 単位                      | 国の排出基準 | 平成18年度 | 平成19年度 |
|---------|-------------------------|--------|--------|--------|
| ばいじん量   | g/m <sup>3</sup> N      | <0.15  | <0.01  | <0.01  |
| 硫酸化合物   | ppm                     | <3,040 | 11.3   | 15.3   |
| 塩化水素    | mg/m <sup>3</sup> N     | <700   | <70    | <70    |
| 窒素化合物   | ppm                     | <250   | 46.0   | 40.8   |
| 一酸化炭素   | ppm                     | <100   | 7.00   | 9.20   |
| ダイオキシン類 | ng-TEQ/m <sup>3</sup> N | <1     | 0.028  | 0.023  |

平成19年度の可燃ごみ焼却量は、34,200トンで平成18年度35,564トンと比較して1,364トン減少しております。

また、最終処分場への埋立処分量は、平成19年度3,388立方メートルで平成18年度3,887立方メートルと比較して499立方メートル減少しております。

ごみ焼却施設における排ガス中の有害物質の測定結果についてお知らせします。いずれの結果値についても国の排出基準を大きく下回っております。今後も「くりーんプラザ・龍」は周辺住民の皆様方に安心していただけるよう公害防止対策に万全を期するとともに電光掲示板による有害物質測定値の表示を行うなど、開かれた施設として運営管理を行ってまいります。

### 可燃ごみの処理状況について

### 排ガス測定結果について

資料：龍ヶ崎地方塵芥処理組合

☎ 60-1777

# 農業者支援センターだより



## 穀物の価格急騰が続いています

◆資料提供・問合せ先◆

河内町農業者支援センター TEL 84-2111 (内線156)

現在、穀物の国際価格の高騰が続いています。とうもろこしなどを原料として、主に自動車用燃料に使用されるエタノールなどの需要拡大が大きな要因ですが、異常気象による不作、世界各国の食生活の変化なども関係しているようです。今後もこのような状況が続くとさまざまな影響が出てくることが予想できます。

### ☆高騰長期化の要因

- ・穀物などを原料とするバイオ燃料の需要増
- ・オーストラリアや欧州、アジアなどの干ばつ
- ・原油高による輸送コストの増大
- ・世界人口の増加予想
- 【2015年⇒72億人、2030年⇒83億人】
- ・異常気象による不作、世界の食生活の変化

### ☆国内での影響

- ・輸入小麦の政府買入価格の上昇
- ・大豆を原料とする植物油の値上げ
- ・とうもろこしなどの飼料用穀物の価格の上昇による畜産農家の経営悪化
- ・牛乳・バターなどの乳製品の値上げ

### ☆開発途上国への食糧支援も深刻化

国連唯一の食糧支援機関「WFP国連世界食糧計画」では、援助資金が不足し、8億5,000万人といわれる飢餓に苦しむ人たちの支援に大きな支障が出てきています。WFPは、支援活動のすべてを任意拠出・寄付金でまかなっています。このままの状況が続けば、食糧を配給する人数を減らすか、あるいは1人あたりに配給する食糧の量を減らすかという究極の選択を迫られる可能性があります。

穀物高騰はすでに、世界中の国で人々の暮らしに大きな打撃を与えているのです。

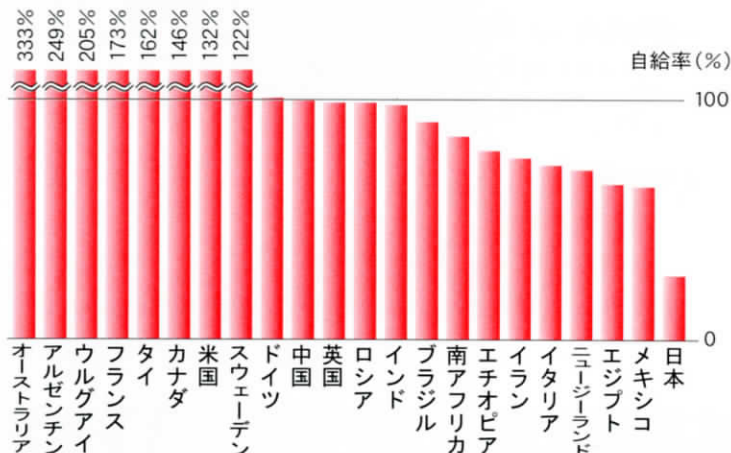
## 日本の穀物自給率は27%

日本の食糧自給率は39%（カロリーベース・平成18年度農水省調べ）ですが、穀物自給率になるとさらに低くなり27%（同省調べ）となり主要先進国の中では最も低い数値です。特に小麦に関しては、ほぼ100%を米国、カナダ、オーストラリアの3カ国に依存している状況です。

河内町は、「米」生産地です。穀物の自給率を上げて日本の食糧自給政策の大幅な見直しを迫りたいですね。

### 主な国の穀物自給率

| 国名      | 自給率(%) | 国名       | 自給率(%) |
|---------|--------|----------|--------|
| オーストラリア | 333    | ロシア      | 99     |
| アルゼンチン  | 249    | インド      | 98     |
| ウルグアイ   | 205    | ブラジル     | 91     |
| フランス    | 173    | 南アフリカ    | 85     |
| タイ      | 162    | エチオピア    | 79     |
| カナダ     | 146    | イラン      | 76     |
| 米国      | 132    | イタリア     | 73     |
| スウェーデン  | 122    | ニュージーランド | 71     |
| ドイツ     | 101    | エジプト     | 65     |
| 中国      | 100    | メキシコ     | 64     |
| 英国      | 99     | 日本       | 27     |



町民の快適な健康づくりの推進を目指して

# 保健センターだより

～ これからの季節は要注意 食中毒 ～

梅雨から夏にかけては食中毒の多い季節です。食中毒というと、10年ほど前に、過去に例を見ない規模の腸管出血性大腸菌 O-157 による集団中毒が発生しました。その後も、家庭が原因と疑われる食中毒は発生しています。平成18年度の統計によると、食中毒総数は、約3万9千人、死亡者数6人でした。（食品安全協会資料より）

食中毒というと、レストランなど飲食店での食事が原因と思われがちですが、家庭での食事は毎日のことで、発生する危険は常にあると考えてもよいと思います。それに家庭での発生は、数名のことが多いので表ざたにならなかったり、風邪や寝冷えなどと間違われていることも考えられるので、実際はもっと多いかもしれません。食中毒の一般的な症状は、急に始まる嘔吐、下痢、腹痛、発熱などです。

**予防のポイントは3つ 細菌をつけない！ 増やさない！ やっつける！**

～ 予防はとにかく、いかにして口の中に入れないかです～

## ①細菌をつけない

- ・石鹸を使って手をよく洗う。調理の前はもちろんのこと、調理中でも、生の肉や魚、卵を扱った場合はそのつど手を洗う。食事の前、トイレの後、おむつを交換した後、鼻をかんだ後なども忘れずに。
- ・食材ごとにまな板を洗う。面倒でも、水道水に含まれる塩素には意外に殺菌力があるので、十分に水で洗い流すと効果的です。
- ・ラップして売っている野菜やカット野菜もよく洗う。
- ・調理後の包丁、まな板はよく洗い、熱湯をかけて消毒する。ふきんは漂白剤などにつけると殺菌力抜群です。

## ②細菌を増やさない

- ・調理後はすぐに食べる。温かいものは温かいうちに、冷やして食べるものは冷やして。
- ・調理した食品でも、室内に長く放置しておくのは危険です。冷蔵庫にいれましょう。
- ・味噌汁やスープなどを温めなおすときには沸騰するまで加熱しましょう。
- ・食品の解凍を室温でするのはやめましょう。冷蔵庫の中や、電子レンジを使うようにします。
- ・食材の冷凍・解凍を繰り返すと、細菌が増殖することもあるのでやめましょう。

## ③細菌を体に入れない

- ・時間がたちすぎたら、思い切って捨てましょう。
- ・ちょっとでも怪しいと思ったら、口に入れないで捨てましょう。

## ④その他にも…

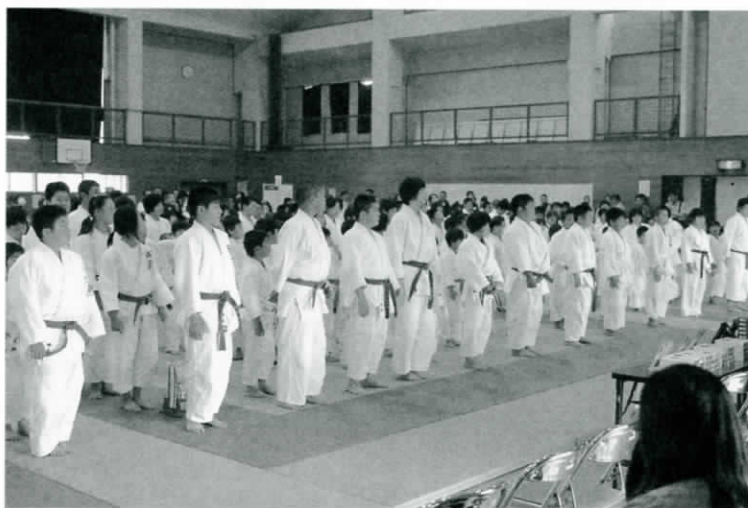
- ・冷蔵庫を過信しすぎない。
- ・梅雨の時期は意外と気をつけていても、9月ごろには油断しがちです。9月も食中毒の多い季節なので 油断せずに気をつけましょう。



◆問合せ先◆ 保健センター ☎ 84-4486 または 84-3682

## 柔道を通して豊かなところを

### ～第4回矢野道場 心ふれ愛 あじさい柔道大会～



6月1日、河内町の矢野道場 田仲塾（館長 矢野剛氏）主催による「第4回心ふれ愛 あじさい柔道大会」が農業者トレーニングセンターを会場に開催されました。当日は、矢野道場をはじめ龍ヶ崎市、成田市など県内外から16チームが参加し日頃の練習の成果を競い合いました。

今年で4回目を迎えるこの大会は、単に技を競い合うということだけでなく、高齢者とのふれあいを通して社会福祉のところを育てるという趣旨のもとに、会場に高齢者や障害のある方々を招待して交流を図っており、子ども達に柔道を通して豊かなところを育もうという青少年育成の一役を担っています。

#### ◆連絡先

代表 田仲 茂明 TEL 86-3504

<http://www.geocities.jp/yanodoujou/>

## 俳句

### かわち俳句会

ひとひらの雲を映せし代田かな

大塚 一重

囀や深き眠りの道祖神

若泉 栄治

行く春や幾歳越えん老の坂

鴻野 たけ

子等の夢天まで上れ鯉のぼり

川口 ふく

湧水の音かすかなり柿若葉

杉原 利代

「折々のうた」行く春を惜しみけり

津根 としお

心地よき五月の風や何処より

吉田 四郎

君と行く若葉目に沁む散步道

大野 けい子

農捨つる迷いを捨てし田植えかな

田沼 和子

はつれ髪手櫛で制す若葉風

大野 志げ子

すぐつくる夫婦の会話春灯

寺田 節子

囀りて餌を待つ口は一二三

橋爪 かん

母の日に孫が差し出すカーネーション

椿 公子

明日田植え細波よせる棚田かな

遠藤 正雄

走る娘のポニーテールや風薫る

田中 康夫

## 短歌

### かわち短歌会

人の世の余りにもろき営みか地震一揺りにすべて崩るる

久松 浩洋

あめんぼうが小波に乗り滑るなり畔にタンポポ畑に菜の花

青野 清一

雨の朝テレビのニュース見る夫の政治への不満にうなづきてやる

司登 千子

川底を探る目が開き勤が牙え穫れし魚に笑みのこぼれる

石山 候江

うす紫のサイネリやは吾が世とぞ思ひ玄閑の鉢に咲き満つ

郡 玉翠

兄は戦死子は途上国に尽し死ぬ残されし吾甲斐もなく老ゆ

青木 保

# みんなの窓



## 生活

STOP! 地球温暖化  
白熱電球一掃キャンペーンに協力ください!!

河内町及び茨城県では、日常生活の中で簡単に取組める地球温暖化防止の取組みとして、白熱電球から電球型蛍光灯への取り替えを全県的に進める白熱電球一掃キャンペーンを実施しています。

家庭やオフィスの白熱電球を電球型蛍光灯に交換するだけで、電気代が1/5になり、二酸化炭素も減らせます。

各家庭(約100万世帯)で1個取り替えるだけでも、県内で年間に二酸化炭素が約3万トンも削減されます。皆さんも、できることから地球

温暖化防止のための取組みを始めましょう。

★環境省ホームページ

HP <http://www.team-6.jp/try-1kg/>

茨城県地球温暖化防止活動推進センター

TEL 029-248-7431

### 知っていますか?

#### 建退共制度

この制度は、建設現場で働く方々のために、「中小企業退職金共済法」という法律により国が作った退職金制度です。

事業主の方々は、現場で働く労働者の共済手帳に働いた日数に応じて掛け金となる共済証紙を貼り、その労働者が建設業界で働くことをやめたときに建退共から退職金を支払うという、いわば業界全体

## 6月の納税

- ◆ 町 県 民 税 (1期) ◆
- ◆ 国民健康保険税 (2期) ◆
- ◆ 介護保険料 (2期) ◆

徴収日は6月30日です

での退職金制度です。

・ 加入できる事業主…建設業を営む方

・ 対象となる労働者…建設業の現場で働く人

・ 掛金…日額310円

#### ★特長

◎ 国の制度なので安全、確実に申込み手続は簡単です。

◎ 経営事項審査で加点評価の対象となります。

◎ 掛金の一部を国が助成します。

◎ 掛金は事業主負担となりますが、法人は損金、個人では必要経費として扱われ、税法上全額非課税となります。

◎ 事業主が変わっても退職金は企業間を通算して計算されます。

ホームページ「建退共」に、退職金の試算・パンフレット

請求等、建退共制度の知りたい情報が記載されています。ぜひ、アクセスしてご覧ください。

#### ◆問合せ先

〒310-0062

水戸市大町3-1-22

独立行政法人 勤労者退職金共済機構

建設共茨城県支部

TEL 029-221-5126

HP <http://www.kentaikyoo.jp/>

<http://www.kentaikyoo.jp/>

## 募集

### 平成20年度子育てママ再就職支援事業利用者募集

茨城県では、育児などのために離職した女性の再就職の支援を行っています。

#### ○事業内容

・ いばらき就職支援センターのキャリアカウンセラーが就職に関する悩みにお答えします。

・ 再就職のための職業訓練にかかる費用の1/2の費用を、10万円を限度に茨城県が助成します。

・ 受講終了後は、カウンセリングや職業紹介、サークル

などにより、再就職決定まで支援します。

#### ○対象者

茨城県内に居住する女性で、次のすべての条件をすべて満たす方。

・ 育児等のために離職し、現在就労しておらず、再就職を希望する方

・ 雇用保険の支援対象とならない方

・ いばらき就職支援センターでキャリアカウンセリングを受け、再就職のために職業訓練が必要であると認められた方

#### ○訓練期間及び講座名

・ 当事業における訓練期間及び講座は、県で指定した講座のみとなります。

#### ○ご注意ください

・ 講座終了にいたらない場合は、費用は全額本人の負担となります。

※応募方法や指定講座一覧等については、県労働政策課までお問い合わせください。

「子育てママ再就職支援事業ホームページ」でも詳細をご覧ください。

#### ◆問合せ先

茨城県労働政策課

TEL 029-301-3645

【子育てママ再就職支援事業  
ホームページ】(県労働政策課  
ホームページ内)  
HP <http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/syoutoku/rosei/mama/index.html>

#### ◆受付期間

平成20年7月15日(火)～23日  
(水)(当日消印有効)まで  
※申込書は、必ず簡易書留郵便または配達記録郵便で提出してください。

### 裁判所事務官Ⅲ種試験

#### ◆受験資格

昭和62年4月2日～平成3年4月1日までに生まれた者

#### ◆第1次試験日

平成20年9月14日(日)

#### ◆第1次試験科目

教養・適正試験(択一式)、作文試験

#### ◆第2次試験日

10月中旬から10月下旬

#### ◆第2次試験科目

口述試験(個別面接)

#### ◆問合せ先

水戸地方裁判所事務局

総務課人事第一係

TEL 029-224-8421

HP <http://www.courts.go.jp/>

### 放送大学

#### 十月入学生募集

放送大学では、今年度の第二学期(十月入学)の学生を募集しています。

放送大学は、テレビ・ラジオによる授業と面接授業を受けて単位を修得する通信制の大学で、教養学部と大学院があります。

今回の募集は、教養学部が、四年間以上在学して学士の取得を目指す全科履修生、希望する科目を一年間学ぶ選科履修生、半年間(二学期)学ぶ科目履修生です。

大学院は修士選科生(一年間)と修士科目生(半年間)です。

出願期間は、6月15日から8月31日まで。無試験です。

希望者には募集要項(願書)を無料でお送りいたしますので、電話、はがき等でご請求ください。

#### ◆資料請求・問合せ先

〒310-0005

水戸市文京2-1-1(茨城大学内)

放送大学茨城学習センター

TEL 029-228-0683  
FAX 029-228-0685

## ご案内

### 「家族を支える会」開催

家族の中に精神障害の子どもを持つ父母や兄弟が集まって、毎月1回「家族を支える会」を開催しています。「支える会」は家族だけが参加できる会で、病気や福祉制度についての勉強のほか、安心して悩みを話し合い、多くの参事意見が聞ける場です。事前の申し込みは不要ですので、初めて参加される方も是非一度お立ち寄りください。

#### ◆日時

平成20年7月5日(土)

午後1時30分～3時30分

#### ◆場所

龍ヶ崎市総合福祉センター

(龍ヶ崎地域活動支援センター隣)

龍ヶ崎市川原代町5014

TEL 0297-62-5851

#### ◆主催

龍ヶ崎地方家族会

(ピア・かたつむり)

◆問合せ先  
TEL 090-5425-2236

### 県立盲学校の教育相談、教育的支援

(長瀬)

盲学校では、視覚に障害のある乳幼児、児童生徒およびその保護者、教員、並びに中途視覚障害者等に対して教育相談や必要な支援を行っています。秘密は厳守します。少しでもお力になることができます。

またらと考えることができます。お気軽にご相談ください。

#### ◎主な相談・支援の内容

- ・使いやすい教材教具の紹介や貸し出し
- ・レンズなど視覚障害を補うための用具の紹介や体験
- ・あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の資格取得について

#### ◎相談を希望するときは、

「教育相談をお願いします」と伝えてください。担当の者がお話を伺います。

#### ◆問合せ先

茨城県立盲学校

学習支援・相談部

TEL 029-221-3388

Eメール: [shien@ibaraki-sdcd.jp](mailto:shien@ibaraki-sdcd.jp)

### くりーんプラザ・龍

#### 夏休み親子陶芸体験教室

夏休みの思い出に、親子でカップやマグカップを製作してみませんか。

#### ◆日時

7月19日(土)：作品作り

8月23日(土)：作品引渡し・評価

午前9時30分～11時30分

2日間とも出席出来る親子

◆会場 くりーんプラザ・龍内陶芸工房

#### ◆対象・定員

河内町・龍ヶ崎市・利根町に在住の小・中学生の親子20組(2人1組)

#### ◆講師

陶芸クラブどんぐり

池本豊子 先生

#### ◆費用

材料費として一組250円

#### ◆製作物

カップ・マグカップのいずれか

#### ◆持ち物

古タオル・エプロン・上履き

またはスリッパ

#### ◆申込み方法

7月14日(月)から17日(木)ま

で、電話または直接窓口でお申込みください。(受付時間：午前9時～午後4時まで)定員になり次第締切り。

◆申込み・問合せ先

龍ヶ崎地方塵芥処理組合施設課(くりーんプラザ龍内)  
TEL 60-1777

広報紙に掲載された写真をお分けします(データで)

◆申込方法

①電子メールで、hisho@to-wn.ibaraki-kawachi.lg.jp宛に、件名を「写真希望」とし、本文に 1. 氏名、2. 住所、3. 掲載月、4. 掲載ページ、5. 「○○○」が写っている写真、と明記してメールしてください。

※画像サイズが約1MBから3MB程度です。

②電子媒体を総務課秘書室まで持参してください。

(CD-R、MOなど)

◆問合せ先

役場総務課秘書広聴G  
TEL 84-2111(内線103)

## 「就職に関する出張相談」茨城県からのお知らせ

いばらき就職支援センターでは、求人・求職の出張相談を実施いたします。

【日時】毎月第3水曜日

午前10時から午後3時(お昼休みを除く)

【場所】茨城県稲敷合同庁舎(2階第1会議室)

稲敷市江戸崎甲541

【相談の内容】

一般的な就職相談・職業紹介・内職相談・  
キャリアカウンセリング・職業適性診断

【問合せ先】

いばらき就職支援センター 県南地区センター

TEL 029-825-3410

※事前のご予約を受け付けています。

|      |           |
|------|-----------|
| 第3回  | 7月16日(水)  |
| 第4回  | 8月20日(水)  |
| 第5回  | 9月17日(水)  |
| 第6回  | 10月15日(水) |
| 第7回  | 11月19日(水) |
| 第8回  | 12月17日(水) |
| 第9回  | 1月21日(水)  |
| 第10回 | 2月18日(水)  |
| 第11回 | 3月18日(水)  |

※第1、2回は終了しています

## 河内町職員募集

平成20年度職員採用試験(21年度採用)を次のとおり実施します。

◎試験区分・採用予定人員

・試験区分 事務等

・職務内容 ①一般事務

②保健師・看護師・准看護師

③栄養士

・採用予定人員 ①、②：若干名 ③：1名

◎受験資格

次の(1)の資格を有し、(2)のいずれにも該当しない者  
(1)年齢・資格等

・①の一般事務については、昭和56年4月2日以降に

生まれた者で高等学校卒業程度以上の学歴を有する者

・②及び③の保健師等・栄養士については、昭和53年

4月2日以降に生まれた者で高等学校卒業程度以上の

学歴を有する者

(2)欠格事項

詳細は総務課まで問合せください。

◎試験の方法

試験は第一次、第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験の合格者に対してのみ行います。

▼第一次試験：公務員として必要な一般的知識などについての筆記試験と作文

▼第二次試験：面接による口述試験

◎第一次試験日・試験会場

・日時 9月21日(日)・会場 茨城大学

◎受験手続き

総務課に用意してある申込用紙に必要事項を記入の上、総務課に提出してください。提出は平日に限ります。

◎受付期間 7月1日(火)から7月31日(木)まで

◆問合せ先

河内町役場総務課  
TEL 84-2111(内線121)

## 自販機でのたばこ購入に専用のICカードが必要になります。

未成年者喫煙防止の取組みの一環として、茨城県のたばこ自動販売機は、2008年7月までに成人識別たばこ自動販売機に変わり、利用の際には専用のICカード「taspo（タスポ）」が必要になります。

茨城県では、2008年2月よりカードの申込受付を開始し、7月より使用できるようになります。

(社)日本たばこ協会 (<http://www.tioj.or.jp/avvm/>)

全国たばこ販売協同組合連合会

(龍ヶ崎たばこ販売協同組合、河内町たばこ販売組合)

日本自動販売機工業会



## 自衛官募集

| 受験種目 | 2等陸海空士                                            | 一般曹候補生                                                 | 航空学生                                                                                               |
|------|---------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 受験資格 | 採用予定月の1日現在、18歳以上27歳未満の男女                          | 平成21年4月1日現在、18歳以上27歳未満の者                               | 平成21年4月1日現在、18歳以上27歳未満の者                                                                           |
| 受付   | 〈男子〉<br>年間を通じて行っています。<br>〈女子〉<br>8月1日(金)～9月10日(水) | 8月1日(金)<br>～9月10日(水)                                   | 8月1日(金)<br>～9月10日(水)                                                                               |
| 試験期日 | 〈男子〉<br>受付時にお知らせします。<br>〈女子〉<br>9月28日(日)          | 1次: 9月20日(土)<br>2次: 10月9日(木)～<br>10月16日(木)<br>の間に指定する日 | 1次: 9月23日(火)<br>2次: 10月18日(土)～<br>10月23日(木)の間に<br>指定する日<br>3次: 11月15日(土)～<br>12月12日(金)<br>の間に指定する日 |
| 場所   | 受付時にお知らせします。                                      | 受付時にお知らせします。                                           | 別途各人に通知します。                                                                                        |

※詳しくは、下記までお問合せください。

自衛隊茨城地方協力本部 龍ヶ崎地域事務所 茨城県龍ヶ崎市寺後3629-5 TEL 64-3351

URL <http://www.mod.go.jp/pco/ibaraki> E-mail [hq1-ibaraki@pco.mod.go.jp](mailto:hq1-ibaraki@pco.mod.go.jp)

自衛隊のイベントに  
参加してみませんか

海上自衛隊体験航海

期日: 7月12日(土)  
～7月13日(日)  
場所: 大洗港  
訓練支援艦  
「てんりゅう」

期日: 7月26日(土)  
～7月27日(日)  
場所: 日立港  
護衛艦  
「はまぎり」

対象者: 18歳以上27  
歳未満の男女

◎応募多数の場合、  
抽選になります。

### 龍ヶ崎地方衛生組合情報公開制度の 運用状況をお知らせいたします。

平成19年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)の運用状況は次のとおりです。

1. 公開請求の件数 3件
2. 公開決定の件数 3件
3. 不服申立ての件数 0件

今後とも本制度の積極的なご利用と、組合運営に対するご理解とご支援をいただきますようお願いいたします。

◆問合せ先 龍ヶ崎地方衛生組合 総務課 総務係  
TEL 64-1144

### 龍ヶ崎地方塵芥処理組合情報公開制度の 運用状況をお知らせいたします。

平成19年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)の運用状況は次のとおりです。

1. 公開請求の件数 1件
2. 公開決定の件数 1件
3. 不服申立ての件数 0件

今後とも本制度の積極的なご利用と、組合運営に対するご理解とご支援をいただきますようお願いいたします。

◆問合せ先 龍ヶ崎地方塵芥処理組合 総務課 庶務係  
TEL 60-1777

## ◆ 定例相談 ◆

### 心配ごと相談

日時 7月1日(火) 午前10時～正午  
場所 公民館第2分館  
日時 7月15日(火) 午前10時～午後3時  
場所 つつみ会館  
問合せ先 河内町社会福祉協議会  
☎84-2830

### 教育相談

日時 月・水・木曜日 午後1時～5時  
場所 教育委員会事務局  
問合せ先 ☎84-3322  
FAX 84-4730

### 成田空港に関する相談

日時 月～金曜日 午前9時～午後4時  
場所 株ふるさとかわち事務所2階  
(河内町長竿188)  
問合せ先 茨城地域相談センター  
☎84-5017

### 交通事故相談

日時 月～金曜日  
午前9時～正午 午後1時～4時45分  
弁護士相談 毎週水曜日  
午後1時～4時(要予約)  
土浦合同庁舎 本庁舎3F(☎029-823-1123)  
巡回相談 毎月第2水曜日  
午前10時～正午 午後1時～3時  
龍ヶ崎市役所(☎64-1111)  
※弁護士相談・巡回相談は面接のみ  
問合せ先 県南地方交通事故相談所  
☎029-823-1123

## ◆ 交通事故発生状況 ◆

町内の交通事故 5月発生状況

(前月比) (累計)  
発生件数(人身事故) 3件 (-2) (18)  
死者数 0人 (±0) (0)  
負傷者数 3人 (-4) (27)  
竜ヶ崎警察署調べ

## ◆ 戸籍の窓 ◆

おめでた 4人 転入 11人  
おくやみ 15人 転出 23人

## ◆ 人口・世帯 ◆

平成20年6月1日現在

人口 10,904人 (-23)  
男 5,369人 (-11)  
女 5,535人 (-12)  
世帯数 3,416世帯 (-6)

## ◆ TELガイド ◆

|            |                |              |                |          |
|------------|----------------|--------------|----------------|----------|
| 役場         | ☎84-2111       | 教育委員会事務局     | 学校教育G          | ☎84-3322 |
| 都市整備課      | 上下水道G ☎84-2361 | 生涯学習G        | ☎84-2843 (公民館) |          |
|            | 建設環境G ☎84-2921 | 福祉センター       | ☎84-3699       |          |
| つつみ会館      | ☎86-3740       | 保健センター       | ☎84-4486       |          |
| 地域包括支援センター | ☎60-4071       | 防災かわち (音声案内) | ☎84-2212       |          |
| 社会福祉協議会    | ☎84-2830       | シルバー人材センター   | ☎84-5455       |          |

## ◆ 休日診療当番医(7月) ◆

|     | 江戸崎地区                      | 龍ヶ崎地区                    |                             |
|-----|----------------------------|--------------------------|-----------------------------|
|     |                            | 内科                       | 外科                          |
| 6日  | 江戸崎病院<br>☎029-894-2611     | 村井医院<br>☎62-3380         | みやおか外科整形外科クリニック<br>☎62-3761 |
| 13日 | 矢野整形外科医院<br>☎029-892-2127  | うちだ医院<br>☎64-8821        | 牛尾病院<br>☎66-6111            |
| 20日 | 角崎クリニック<br>☎87-6030        | 鴻巣クリニック<br>☎61-0151      | いがらしクリニック<br>☎62-0936       |
| 21日 | 竹尾医院<br>☎86-2436           | 細井クリニック<br>☎66-2000      | 菊地整形外科<br>☎64-6111          |
| 27日 | 坂本耳鼻咽喉科医院<br>☎029-892-2627 | はたの内科松葉クリニック<br>☎65-7282 | いしかわクリニック<br>☎62-0378       |

※休日当番医は変更することがあります。  
診療を受ける際は、必ず電話でご確認ください。

県救急医療情報システム：24時間お医者さんを探すことができます。

救急医療情報コントロールセンター ☎029-241-4199  
救急医療情報システム ホームページ：<http://www.qq.pref.ibaraki.jp/>  
携帯サイト：<http://qq.pref.ibaraki.jp/kt/>

## ◆ ごみ収集日(7月) ◆

| 資 源 回 収 日 |           |     |       | 燃えないごみ収集日   |    |     |    |
|-----------|-----------|-----|-------|-------------|----|-----|----|
| A地区       | 1・15・29   | C地区 | 8・22  | A地区         | 12 | C地区 | 26 |
| B地区       | 3・17・31   | D地区 | 10・24 | B地区         |    | D地区 |    |
| 燃えるごみ収集日  |           |     |       | 粗大ごみの予約収集日  |    |     |    |
| 全地区       | 毎週月・水・金曜日 |     |       | 7月中の予約→8月2日 |    |     |    |

広報

かわち

平成20年6月15日発行

編集・発行 河内町役場総務課  
〒300-1392 茨城県稲敷郡河内町源清田1183  
ホームページアドレス <http://www.town.ibaraki-kawachi.lg.jp/>